

## 第5回（リーガル・テクノロジー）Ji2 ニュースメモ

弊社 Ji2 では弁護士事務所・法務・知財部の方々向けに、日本語でのリーガルテクノロジー（法務技術）を簡単に読みやすいメモ形式で毎月発信させて頂いております。内容は、使える米国トレンドや、訴訟コストの削減、訴訟対応のベストプラクティス、電子情報開示の注意点、知って得するケース紹介などを弊社米国事務所より発信します。

【米国ケース】ディスカバリー命令の意図的な違反：（Juniper Networks, Inc. vs. Toshiba America, Inc.、2007年テキサス）

東芝は、BIOS ソースコードを開示対象から除外する保護命令を裁判所に申請していたが、遅くともその申請が認められなかった 2007 年 1 月の時点から、開示義務を知りながら、意図的に回避する判断を下したとされる。その後のヒアリングにおいて、同社は自社が所有・管理する全ての関連証拠を開示したとし、未開示のソースコードは第三者の手元にあり開示することができないと述べた。しかしこの主張は同年 4 月に行われたソースコード設計者のデポジションにより覆され、実際はこれらのソースコードを所有していることが判明した。

このデポジションを受け、原告のジュニパーネットワークスはコードの開示命令を申請、東芝は開示の免除を求める申請（Protective Order）をそれぞれ行った結果、裁判所は原告の申請を認め、東芝にソースコードの開示を命じた。東芝は開示命令直後のヒアリングにおいて、ソースコードが第三者の手元にあり「unavailable（入手不可）」であるとの以前の陳述は言葉の誤りであり、本来は「irrelevant（関連しない）」という意図であったなどの苦しい弁論を行ったが、同カウンセル内の他の弁護士の陳述と矛盾するなどとして聞き入れられなかった。

以上の結果、裁判所は東芝社のディスカバリー違反には明確な意図・悪意があったとして、FRCP（連邦民事訴訟規則）37 に基づく制裁を命じた。裁判所はより緩やかな金銭的制裁も検討したが、損害の大きさと今後の抑止効果を理由に、本ディスカバリー違反には厳しい制裁が必要であるとの判断を下したと締めくくった。

## 【米国：2009年のEディスカバリー（電子証拠開示）動向】

Kroll Ontrack 社の調査によると、2009 年は 2008 年に引き続き、ディスカバリー違反への厳しい制裁と E ディスカバリープロセスの透明性が法廷で強調される傾向にあり、2008 年に行われた FRE（連邦証拠規則）502 改正の適用が進んだとの見方を示しています。

E ディスカバリーに関する 108 例の判決で問題のあった項目（2009 年 1 月～10 月 31 日まで）

- 制裁を受けたケース -39%
- 制裁内訳（保全と証拠破棄 -67%、提出・提出形式 -17%、その他のディスカバリー違反-17%）
- 提出に関連する問題 -27%
- 秘匿特権とその放棄に関する問題 -12%
- 検索などのディスカバリープロセスの問題 -12%
- コストの問題 -4%
- コンピュータ・フォレンジックの手順と専門家の問題 -4%
- 保全と証拠破棄の問題（制裁には至らなかったケース） -2%
- 開示対象範囲と証拠性の問題 -1%

2006 年 12 月の FRCP（連邦民事訴訟規則）改正から 3 年が経ち、E ディスカバリー市場は、新興成長市場から次の段階への過渡期を迎えた。世界的な不況により「More with Less（少ないコストでより多くを達成する）」というキーワードとともにコストダウンが強調され、新しいカテゴリになりつつある ECA（Early Case Assessment）に重

点を置いたメールアーカイバーや文書管理システムの導入とプロセスのインハウス化が活発になった。2010年不況は続くと思われる、eDiscovery=Economical Discoveryが鍵となるのではないのでしょうか。

---

### 【Ji2】訴訟/監査/監査時のデータ対応プロセス構築 スターターキットのご案内

Ji2では、「Eディスカバリー事前対応の社内プロセス構築」と「弁護士事務所・ディスカバリー業者への作業外注コントロール・プロセス構築」を目的としたスターターキットを販売開始しました。スターターキット導入のメリットは、社内訴訟プロセスを構築することにより、知財・法務部がEディスカバリープロセス全般にわたってコントロールすることが可能となり、訴訟対応コストの大幅削減が可能になります。この度、米国企業内の訴訟対応ツールで最も採用率が高いメーカー2社の日本語対応ツールの最新バージョンがリリースとなりましたので、それにあわせ年末までの期間限定・特別価格にてご提供させて頂いております。

■ Ji2 スターターキットへのお問合せは[こちらへ](#)

---

■ 弊社 Ji2 では「法務部・知財部の情報開示(Eディスカバリー) 対応簡易ガイド(1) -2009年8月版-」を無料で送付させて頂いております。本ガイドでは、日本企業内でのEディスカバリー対応の米国スタンダードを日本語で紹介しております。入手ご希望の方は弊社 Ji2 担当保元までメールをお願いします。 [info@ji2.co.jp](mailto:info@ji2.co.jp)

---

### 『LegalTech in New York 2010 に出展します。』

訴訟関連のIT技(リーガルテクノロジー)の最大のイベントである LegalTech 2010 が、来年2010年2月1日から3日までニューヨークにて開催されます。Ji2では毎年恒例の LegalTech in NY に出展いたします。今年の2月に行われた LegalTech in NY 2009も出展会社200社、来場者1万2千名余りと、ゴールドラッシュの再来とも言われた数年前とあまり変わらないほど不況知らずの盛況ぶりでした。この展示会の依然とした人気は、大量の電子文書証拠を訴訟対応のために処理するテクノロジーが、現代社会になくてはならないものになっているということだけでなく、不況時に大手企業が訴訟コスト削減に躍起になっていることを示していました。来場の際は是非、弊社のブースにお立ち寄りください。

<http://www.legaltechshow.com/>

日本企業様向けに日本語でのEディスカバリー情報(電子情報開示)を米国より発信しております。

ぜひ一度ご覧ください。 >> [Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

■ eDiscovery サービスへのお問合せは[こちらへ](#)

ニュースメモは毎月頭に弊社とお取引させて頂いていた方々や、セミナーで名刺交換させて頂いていた方々にお送りさせて頂いております。ご希望の方は [info@ji2.co.jp](mailto:info@ji2.co.jp) までご連絡下さいませ。

今後とも是非、ニュースメモに目を通して頂きますよう宜しくお願いいたします。

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630  
Phone: 714-243-6121

このニュースメモに掲載された記事を許可なく転載することを禁じます。(C) Ji2, Inc.